

福岡医発第1275号(保)

平成14年10月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原 敬次郎健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う結核
医療の公費負担の取扱いについて

標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県保健福祉部健康対策課より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、結核医療の公費負担の取扱いは下記のとおりであります。

記

※結核医療費の公費負担の取扱い

1. 一般患者に対する医療費の公費負担の取扱い(結核予防法第34条関係)

老人医療受給対象者に対する一般患者に対する医療費の公費負担の取扱いについては、現行の健康保険法その他医療保険各法と同様、以下の仕組みとなったこと。

- (1) 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた一般患者に対する医療の一部負担金の額が12,000円を超えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。(参考1-1参照)
- (2) 結核予防法に基づく一部負担金額(一般患者に対する医療費の5%)が、低所得者の自己負担限度額を上回るときは、当該費用徴収額と低所得者の自己負担限度額との差額を高額医療費として現物給付すること。(参考1-2参照)
- (3) 一般患者に対する医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行われる場合はそれぞれ区分して扱うこと。(参考1-3参照)

2. 従業禁止、命令入所患者医療費の公費負担の取扱い(結核予防法第35条関係)

- (1) 老人保健法に基づく一部負担金の額が、結核予防法に基づく費用徴収額を超えるときは、当該超える額について従業禁止、命令入所患者医療費の公費負担による医療が行われるものであること。

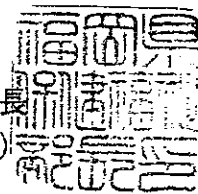
- (2) 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた
従業禁止、命令入所患者に係る医療の一部負担金の額が40,200円を超
えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。(参考2-1
参照)
- (3) 従業禁止、命令入所患者に係る医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行
われる場合はそれぞれ区分して扱うが、医療機関での一部負担金の徴収は、
公費併用に係る費用徴収額と保険単独の医療に係る定率負担額とを通算し
て老人医療受給者の区分負担に応じた自己負担限度額とされたこと。(参考
2-2参照)

1 4 健 結 第 2 9 2 号

平成14年10月10日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)



健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う
結核医療の公費負担の取扱いについて

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知されましたので、御了知のうえ結核医療費公費負担事務の円滑な運営に今後とも御協力をお願いいたします。

なお、貴管轄関係機関への周知につきまして特段の御配慮をお願いいたします。





健感発第 0930001 号
平成14年 9月30日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



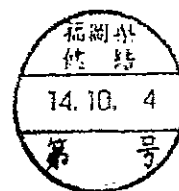
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う
結核医療の公費負担の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日から施行されるが、これに伴う結核予防法（昭和26年法律第96号）による公費負担の取扱いについては、下記の点に留意の上、円滑な施行に努められるよう、特段の配慮をお願いする。

また、医療機関等の関係者に対しても、周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う結核医療の公費負担の取扱いについて（平成12年12月15日健医感発第110号）については、その一部を下記の4のとおり改正する。

おって、本件については、老人医療担当部局とも調整済みであることを、念のため、申し添える。



記

1. 老人保健法の一部負担金の取扱い

(1) 通院の場合

老人保健法（昭和57年法律第80号）の一部負担金の月額上限制及び定額制が廃止され、現行の健康保険法その他医療保険各法と同様の仕組みとなったこと。ただし、(2)の入院等の場合は、この限りではないこと。

(2) 入院等の場合

- ① 入院の場合における高額医療費の支給については、これまでの取扱いと同様、同一の月の一の医療機関での一部負担金の徴収は、個人ごとに自己負担限度額までとし、それを超える部分は高額医療費を当該医療機関に支払うものとされたこと。
- ② 入院以外であって、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「在総診等」という。）に係る高額医療費の支給についても、同一の月の一の医療機関で的一部分負担金の徴収は、個人ごとに自己負担限度額までとして、それを超える部分は高額医療費を当該医療機関に支払うものとされたこと。
- ③ ②の厚生労働大臣が定める療養は、寝たきり老人在宅総合診療料又は在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養及びこれらの療養を受ける老人医療受給対象者が当該療養を受ける月において当該療養を行う医療機関から受ける外来療養とされたこと。
- ④ 自己負担限度額は、次のとおりとされたこと。

ア) 入院の場合

i) 一般の老人医療受給対象者

40,200 円

ii) 一定以上所得者である老人医療受給対象者

72,300 円と、当該入院療養に要した費用の額（その額が361,500 円に満たないときは、361,500 円）から361,500 円を控除した額に100 分の1 を乗じて得た額との合算額。ただし、多数該当の場合には、40,200 円とする。

iii) 老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第15条第1項第3号に該当していることについて市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の認定を受けている者

24,600 円

iv) 老人保健法施行令第15条第1項第4号又は第14条第6項に該当

していることについて市町村長の認定を受けている者
15,000 円

イ) 在総診等の場合

i) 一般の老人医療受給対象者

12,000 円

ii) 一定以上所得者である老人医療受給対象者

40,200 円

iii) ア) の iii) 又は iv) の者 (以下「低所得者」という。)

8,000 円

2. 結核医療費の公費負担の取扱い

(1) 一般患者に対する医療費の公費負担の取扱い (結核予防法第34条関係)

老人医療受給対象者に対する一般患者に対する医療費の公費負担の取扱いについては、現行の健康保険法その他医療保険各法と同様、以下の仕組みとなったこと。

- ① 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた一般患者に対する医療の一部負担金の額が12,000円を超えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。(参考1-1参照)
- ② 結核予防法に基づく一部負担額 (一般患者に対する医療費の5%) が、低所得者の自己負担限度額を上回るときは、当該費用徴収額と低所得者の自己負担限度額との差額を高額医療費として現物給付すること。(参考1-2参照)
- ③ 一般患者に対する医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行われる場合はそれぞれ区分して扱うこと。(参考1-3参照)

(2) 従業禁止、命令入所患者医療費の公費負担の取扱い

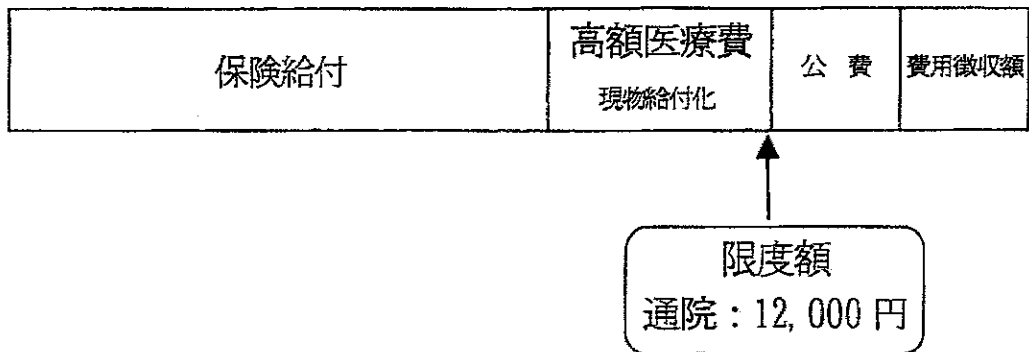
(結核予防法第35条関係)

- ① 老人保健法に基づく一部負担金の額が、結核予防法に基づく費用徴収額を超えるときは、当該超える額について従業禁止、命令入所患者医療費の公費負担による医療が行われるものであること。
- ② 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた従業禁止、命令入所患者に係る医療の一部負担金の額が40,200円を超えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。(参考2-1参照)

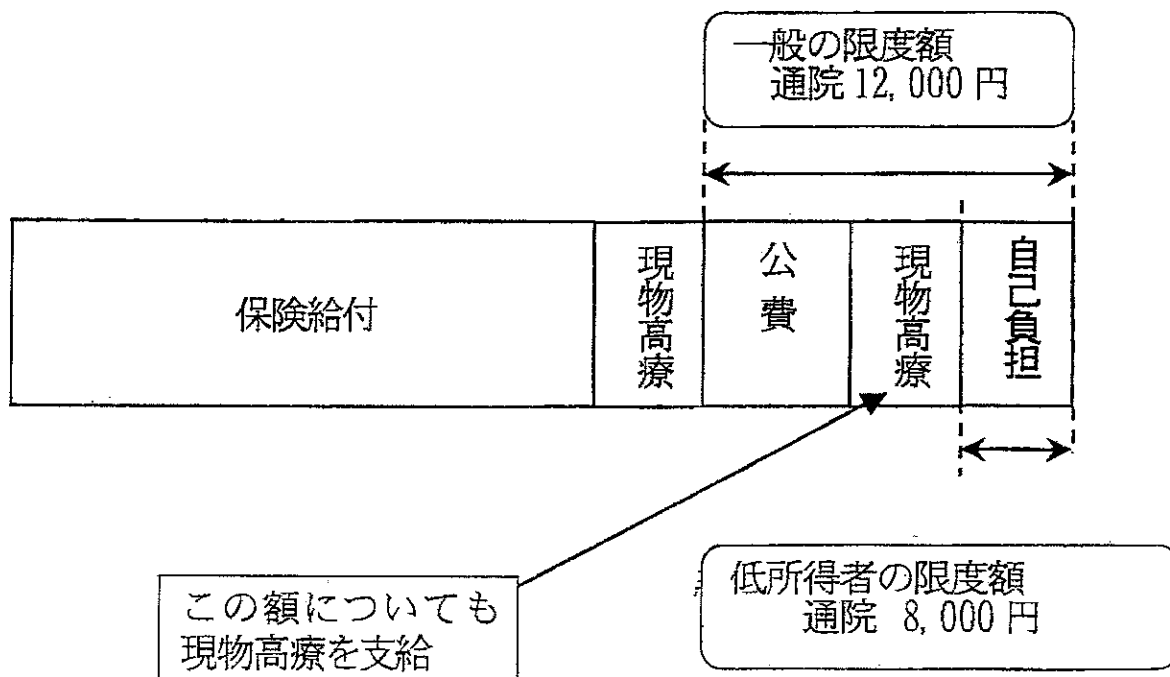
- ③ 従業禁止、命令入所患者に係る医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行われる場合はそれぞれ区分して扱うが、医療機関での一部負担金の徴収は、公費併用に係る費用徴収額と保険単独の医療に係る定率負担額とを通算して老人医療受給者の負担区分に応じた自己負担限度額とされたこと。
(参考 2 - 2 参照)

- 3 健康保険法その他医療保険各法における 70 歳以上の高齢者の場合
老人医療受給対象者と同様の取扱いとされたこと。
- 4 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う結核医療の公費負担の取扱いについて（平成 12 年 12 月 15 日健医感発第 110 号）の一部を次のように改正する。
- 1、2 及び 3 を削除する。

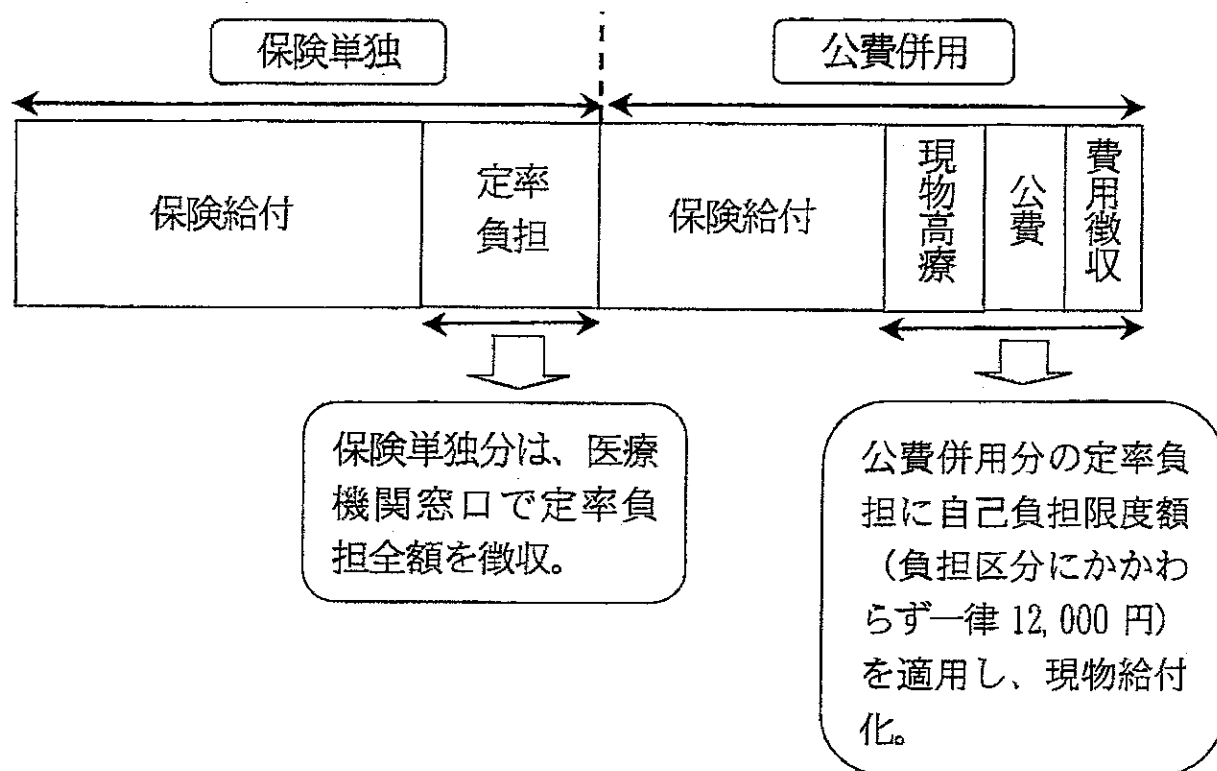
参考1-1



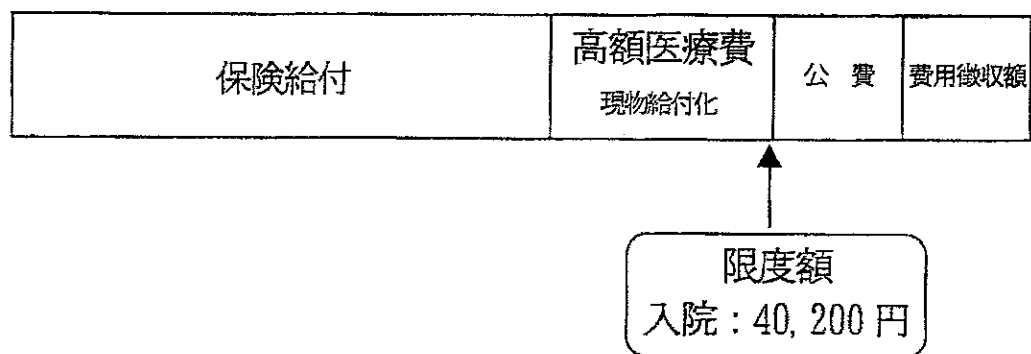
参考1-2



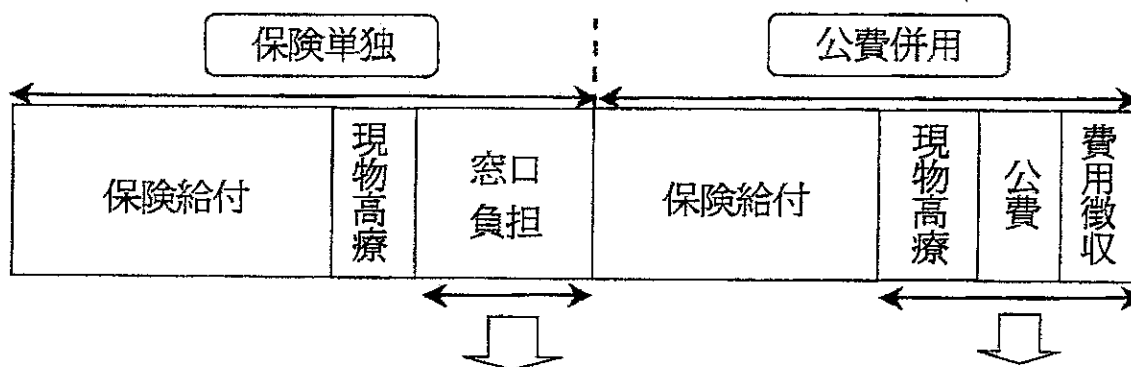
参考1-3



参考 2-1



参考 2-2



公費併用分の費用徴収額と保険単独分の窓口負担の合計額に自己負担限度額（負担区分に応じて異なる）を適用し、現物給付化。

※ 一定以上所得者の場合、1%負担は保険単独分についてのみ算定する。

公費併用分の定率負担に自己負担限度額（負担区分にかかわらず一律 40,200 円）を適用し、現物給付化。